

和歌山工業高等専門学校専攻科学生に係る地域環境デザイン工学教育プログラムの定める水準に達していない科目の取扱い

制 定 平成17年3月25日

最近改正 平成30年4月 1日

(趣旨)

- 1 この取扱いは、和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）専攻科に入学した者の、地域環境デザイン工学教育プログラム（以下「本教育プログラム」という。）の「水準達成を要する科目」について水準を達成することを目的として、以下のとおり定める。

(水準達成を要する科目)

- 2 「水準達成を要する科目」とは、本教育プログラムの認定対象科目のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

- 一 本教育プログラム履修者が、本校の専攻科入学以前に本校又は他の高等教育機関において単位を修得していない科目
- 二 本教育プログラム履修者が、本校の専攻科入学以前に本校又は他の高等教育機関において単位を修得した科目で、本教育プログラムの定める学習・教育目標の水準を達成していることが確認できない科目

- 3 「水準達成を要する科目」は、本校専攻科入学の際に提出された成績証明書及びシラバスに基づき専攻科委員会において審議し、運営委員会の議を経て校長が決定する。

(プログラム単位)

- 4 プログラム単位とは、本教育プログラムの修了に必要な単位であり、本教育プログラムの水準達成を要する科目の履修によってのみ修得できるものであって、学則第13条並びに第46条に定める本校教育課程の単位とは異なる。

(本教育プログラム水準達成の証明)

- 5 本教育プログラム履修者が第2項第1号に定める科目を履修し、本教育プログラムの設定する学力水準に達した場合には、「地域環境デザイン工学教育プログラム履修証明書」（様式1）によって証明する。

- 6 本教育プログラム履修者が第2項第2号に掲げる科目を履修し、本教育プログラムの設定する水準に達した場合には、「地域環境デザイン工学教育プログラム水準達成証明書」（様式2）によって証明する。

(プログラム単位の証明)

- 7 プログラム単位数は、「地域環境デザイン工学教育プログラム履修証明書」並びに「地域環境デザイン工学教育プログラム水準達成証明書」によって証明する。

(履修及び補習指導)

- 8 第2項第1号又は第2項第2号に定める科目の水準を達成しようとする者は「水準達成を要する科目の履修申請書」（様式3）又は「水準達成を要する科目の補習申請書」（様式4）を学生課教務係に提出するものとする。

- 9 履修又は補習担当教員（以下「当該科目担当教員」という。）は、専攻科委員会で協議のうえ、運営委員会の議を経て校長が指名する。

(達成度の証明)

- 10 第2項第1号に該当する科目について、本校の準学士課程における本教育プログラムの認定科目を履修し、本教育プログラムの水準が達成された場合、当該科目担当教員は「地域環境デザイン工学教育プログラム履修証明書」(様式1)を学生課教務係に提出するものとする。
- 11 第2項第2号に該当する科目について、当該科目担当教員は1単位につき90分以上の補習を実施し、試験又はレポート等により水準達成度を評価する。
- 本教育プログラム水準が達成されたと認められる場合、当該科目担当教員は「地域環境デザイン工学教育プログラム水準達成証明書」(様式2)を学生課教務係に提出するものとする。
- (履修及び補習指導内容等の審査及び記録の保存)
- 12 専攻科委員会は、第5項及び第6項に定めた証明書に基づいて、履修、補習指導及び達成度の評価について審査し、その結果を運営委員会に報告する。なお、これらの証明書は5年間保存するものとする。
- (水準達成及びプログラム単位の認定)
- 13 水準達成及びプログラム単位の認定は、第5項及び第6項に定めた証明書に基づき、専攻科委員会で審査し、運営委員会の議を経て、校長が認定する。
- 14 校長は、認定結果を本教育プログラムの修了に係る水準達成及びプログラム単位として「地域環境デザイン工学教育プログラム水準達成認定通知書」(様式5)により、専攻科長を経て申請者に通知する。

附 則

この取扱いは、平成17年3月25日から施行する

附 則

この取扱いは、平成30年4月1日から施行する